太田市薬剤師会 会営薬局 無菌調剤室の共同利用に係る契約書

太田市薬剤師会 会営薬局(以下「甲」という。無菌調剤室提供薬局)と(以下「乙」という。処方箋受付薬局)は、乙において調剤に従事する薬剤師(以下「乙の薬剤師」という)が甲の無菌調剤室を共同利用する場合について、次のとおり契約を締結する。

(指針の策定等)

- 第1条 乙は、無菌調剤室を共同利用する場合には、甲の協力を得て、事前に指針の策定を行い、 共同利用する乙の薬剤師に対して太田市薬剤師会が指定する無菌調剤室共同利用講座を受講さ せなければならない。
- 2 前項の研修に加えて、乙は、乙の薬剤師に対して無菌調剤に関する研修を継続するように努めなければならない。
- 3 第1項および第2項に規定する指針の策定及び研修の実施について、甲は乙に協力しなければならない。

(届出)

- 第2条 乙は、無菌調剤室を共同利用する場合には薬事法施行規則に則り所定の書類を所轄の保 健所長に届け出なければならない。
- 2 前項の場合、甲は、乙に無菌調剤室の平面図を提供するものとする。

(共同利用)

- 第3条 乙の薬剤師が無菌調剤室を共同利用するにあたっては、甲の定める「無菌調剤室の共同利用に関する要綱」及び「無菌調剤室共同利用 無菌調剤マニュアル」に従ってこれを行わなければならない。
- 2 乙の薬剤師が利用できる甲の設備は、無菌調剤室及び無菌製剤処理に必要な器具、機材等のみに限られる。
- 3 乙の薬剤師は、甲の管理者が保健衛生上支障を生ずるおそれがないように行う監督・指導に 従わなければならない。
- 4 乙は、利用中に施設等を破損した場合当該損害を賠償しなければならない (事故等の報告)
- 第4条 乙の薬剤師は、無菌調剤室を利用した無菌製剤処理に係る事故等が発生した場合には、速やかに甲及び乙の管理者に報告をし、事後処理に当たらなければならない。
- 2 前項の場合、事故等が重大であるときは、甲及び乙の管理者は、速やかに太田市薬剤師会へ報告をしなければならない。

(責任)

第5条 甲において行った無菌製剤処理を含め、処方箋に基づいてなされた調剤の責任については、一義的に乙が負うものとする。

(器具等の管理)

第6条 甲の管理者は、無菌調剤室及び無菌調剤室内で行う無菌製剤処理に必要な器具、機材等を管理しなければならない。

(利用料)

第7条 無菌調剤室を共同利用する場合の利用料は、「無菌調剤室の共同利用に関する要綱」に定めるとおりとする。

(契約期間)

第8条 この契約の期間は、契約締結の日からその年度の3月31日までとする。

2 契約期間満了の1箇月前までに、甲又は乙が相手方に対して意思表示をしないときは、更に1年間契約を自動的に更新するものとし、以後も同様とする。

(契約の取消)

第9条 甲は、乙が本契約に定める事項を遵守する義務を履行しない場合、この契約を取り消すことができる。 (疑義の解決方法)

第10条 この契約に定めなき事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

) (// · / / / / / C	, , ,	,,,,,,	<u></u> — г	<u> </u>	,, ,	, — ,,,	. н	-
令和	年	月	日					
甲								
薬局名 開設者名		田市薬田薬業			営薬	局		
	,	代表理	事	岩瀬	茂			ED
		開設者	住所	群馬県	具太田	市大島	島町 125	5-1-1
乙								
住 所								
薬局名								
開設者名								<u>_</u> ED
開設者住所	ŕ							